

10.16 廃棄物等

10.16.1 予測

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

1) 予測事項

予測事項は、造成等の工事に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とした。

2) 予測方法

予測方法は図 10.16-1 に示すとおりである。

供用時の進出企業の業種及び配置、建築計画等を想定し、既存資料の建設廃棄物の排出原単位等を用いて廃棄物の種類及び種類ごとの排出量予測を行った。また、廃棄物の排出抑制の状況については、関連資料を整理した。

進出企業の業種は、現時点で製造業及び流通業を想定していることから、安全側を考慮し、廃棄物の発生原単位が最も大きくなる製造業（工場）を設定した。

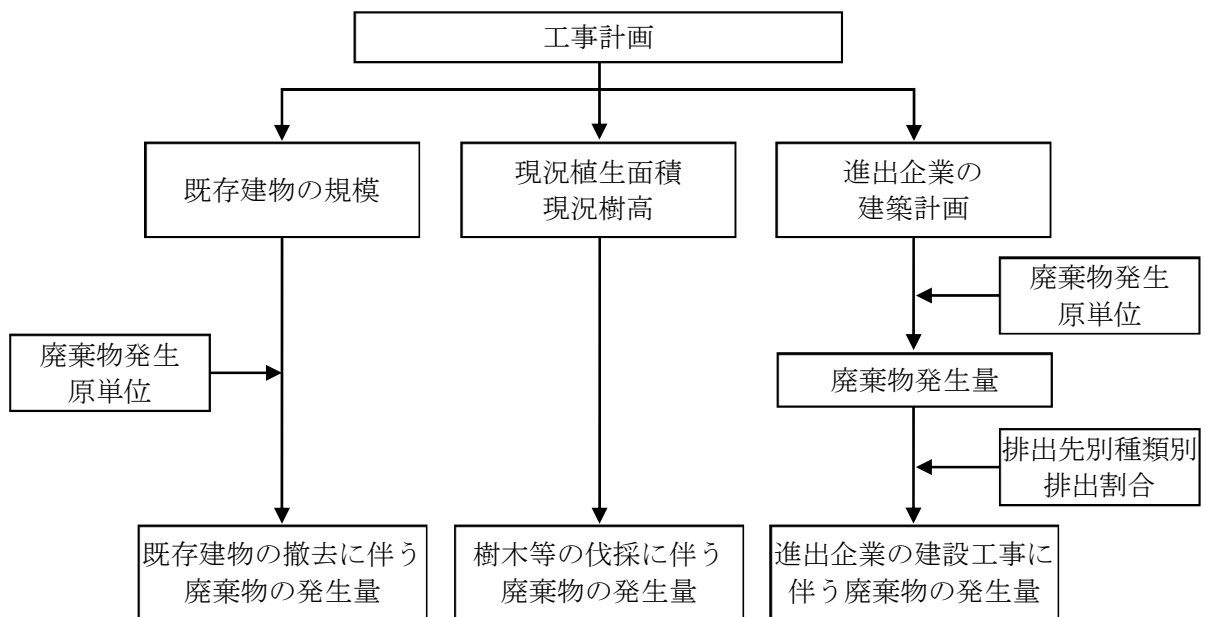


図 10.16-1 造成等の工事に伴う廃棄物等の影響の予測方法

3) 予測地域・地点

予測地域は、計画区域内とした。

4) 予測対象時期

予測対象時期は、工事期間中とした。

5) 予測条件

① 既存建物の撤去に伴う廃棄物

廃棄物の種類ごとの廃棄物排出原単位は表 10.16-1 に示すとおりである。

なお、撤去が必要となる既存建物等の延べ床面積は、都市計画の容積率を用いて算出した。

表 10.16-1 既存建物の撤去に伴う廃棄物の種類ごとの廃棄物排出原単位

用途及び構造	敷地面積(住居) (m ²)	延べ床面積 (m ²)	原単位 (kg/m ²)		
			可燃物	金属くず	コンクリートがら
家屋(木造)	約 1,160	約 1,630	97	7	205

注1：延べ床面積は、「蓮田市都市計画図」における「既存の集落区域(第12号)」の容積率200%、建ぺい率70%を用いて算出した。

注2：原単位は、下記出典の家屋(木造)：Woodenの「W-in」の値を設定した。

出典：「建築物解体廃棄物の原単位設定」(平成11年、橋本征二・寺島泰)

② 樹木等の伐採に伴う廃棄物

計画区域内における植物群落区分ごとの想定される伐採面積は表 10.16-2 に示すとおりである。「10.9、10.9.1、(5)、2) 植生の状況」における、高木層及び亜高木層を確認した群落等を木本植生、草本層を確認した群落等を草本植生とした。また、樹木等の伐採量の推計に使用する原単位は表 10.16-3 に示すとおりである。

表 10.16-2 樹木等の伐採対象と想定する面積

項目	植物群落名等	面積 (ha)
木本植生の 伐採対象	ジャヤナギーアカメヤナギ群集	0.43
	コナラ群落	0.39
	ヌルデアカメガシワ群落	0.75
	モウソウチク植林	0.06
	マダケ植林	0.28
	合計	1.91
草本植生(高茎植物) の伐採対象	オオイヌタデーオオクサキビ群落	0.72
	コセンダングサ群落	0.85
	メヒシパーエノコログサ群落	3.34
	ヒメムカシヨモギーオオアレチノギク群落	0.46
	オオブタクサ群落	1.37
	アレチウリ群落	0.04
	カナムグラ群落	0.35
	セイタカアワダチソウ群落	1.15
	ヨシ群落	0.58
	オギ群落	0.05
	ジャヤナギーアカメヤナギ群集	0.43
	メダケ群集	0.08
	アズマネザサ群落	0.08
	クズ群落	0.46
	コナラ群落	0.39
	ヌルデアカメガシワ群落	0.75
	モウソウチク植林	0.06
	合計	11.16

表 10.16-3 木本の伐採木材量原単位

森林の単位空間あたりの地上部現存量密度	1.3 kg/m ³
地上部に対する地下部の比率	0.26

出典：「森林学」（昭和 53 年 6 月、共立出版株式会社）

「日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2023 年」（令和 5 年 4 月 21 日、国立研究開発法人国立環境研究所）

表 10.16-4 草本（高茎植物）の乾燥重量原単位

高茎植物の面積あたりの乾燥重量	1.8 t/ha
-----------------	----------

注：農産漁村 6 次産業化対策に係るバイオマス資源利用可能性調査事業（中国四国地域調査事業）現存量調査報告書「山口県立きらら浜自然観察公園における草本バイオマス推定とその利活用について」におけるヨシ群落全体の乾燥重量 1,883.3g/m²、「鳥取県東部千代川におけるオギのバイオマス調査の報告」におけるオギ群落全体の乾燥重量 1,860g/m²を参考に設定した。

③ 進出企業の建設工事に伴う廃棄物

進出企業の想定建築計画（延べ床面積）は、表 10.16-5 に示すとおりである。

また、建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分は表 10.16-6 に、用途・規模別の原単位は表 10.16-7 に、品目別・処理方法別排出割合は表 10.16-8 に示すとおりである。

表 10.16-5 進出企業の延べ床面積（計画）

進出予定業種	計画敷地面積（m ² ）	延べ床面積（m ² ）
製造業	約 173,000	約 207,600

注：計画区域は用途地域の指定がないため、供用時の用途を考慮し、準工業地域の容積率（200%）及び建ぺい率（60%）を用いて延べ床面積を算出した。

表 10.16-6 建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分

廃棄物の種類	処理方法		原単位の区分	
分別廃棄物 ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・廃プラスチック類 ・木くず ・石膏ボード ・金属くず ・紙くず	場内外利用	裏込材・埋戻し材等で利用	発生原単位	—
	専ら物の売却等	専ら物・有価物等を回収・再生業者へ直接引き渡す		
	再資源化	再資源化施設へ搬入		
	中間処理	分別・単品で中間処理施設へ搬入、処理を委託		
混合廃棄物	最終処分	分別・単品で最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託	原単位	混合廃棄物
	中間処理	混合廃棄物として中間処理施設へ搬入、処理を委託		
	最終処分	混合廃棄物として最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託		

注：専ら物：専ら再生利用の目的となる紙くず、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維のこと。

混合廃棄物：コンクリート塊や廃プラスチック類等の廃棄物が分別されず混在している廃棄物のこと。

再資源化施設：廃棄物を再資源化する施設のこと、混合廃棄物の処理は行わない施設のこと。

中間処理施設：分別、減容、無害化、安定化等の処理を行う施設のこと。

出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」

（平成 24 年 11 月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会）

表 10.16-7 用途・規模別の原単位

用途	規模 (延べ床面積)	廃棄物の発生原単位	混合廃棄物の発生原単位
製造業（工場）	10,000m ² 以上	33.4 kg/m ²	4.5 kg/m ²

注：廃棄物の発生原単位：工事作業所内で発生した廃棄物の単位面積（延べ床面積）当たりの総量
 混合廃棄物原単位：工事作業所内で発生した混合廃棄物の単位面積（延べ床面積）当たりの排出量

出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査（2020年度データ）」

（令和4年2月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会）

表 10.16-8 品目別・処理方法別の排出割合

単位：%

廃棄物の種類		廃棄物の処理方法・処理先					計
		場内外 利用	専ら物 売却	再資源化 施設	中間処理 施設	最終 処分場	
分別 廃棄 物	コンクリート塊	0.04	0.00	22.07	25.01	0.00	47.08
	アスファルト・コンクリート塊		0.00	4.75	5.74	0.00	10.49
	廃プラ		0.00	0.18	7.21	0.00	7.39
	木くず		0.00	3.03	6.32	0.00	9.35
	石膏ボード		0.00	5.63	5.32	0.00	10.95
	金属くず		10.90	0.00	1.07	0.00	11.97
	紙くず		0.93	0.00	1.81	0.00	2.74
	合計		0.04	11.83	35.65	52.47	0.00
混合廃棄物		0.00	0.00	0.00	100.00	0.00	100.00

注1：中間処理施設における再資源化率及び最終処分率は不明のため、ここでは考慮していない。

注2：場内外利用は分別廃棄物の項目全体の値となるため、分別廃棄物別の合計には計上していない。

注3：四捨五入の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

出典：「建築系混合廃棄物の原単位調査（2020年度データ）」

（令和4年2月、社団法人日本建設業連合会環境委員会建築副産物専門部会）

6) 予測結果

① 既存建物の撤去に伴う廃棄物

既存建物の撤去に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの発生量は、表 10.16-9 に示すとおりである。

既存建物の撤去に伴う廃棄物の総発生量は 362t と予測される。

表 10.16-9 既存建物の撤去に伴う廃棄物の種類及び種類ごとの排出量等

廃棄物の種類	延べ床面積 (m ²) a	原単位 (kg/m ²) b	発生量 (t) c=a×b/1000
可燃物	1,170	97	114
金属くず		7	8
コンクリートがら		205	240
合計	—	—	362

② 樹木等の伐採に伴う廃棄物

樹木等の伐採に伴う廃棄物の発生量は、表 10.16-10 及び表 10.16-11 に示すとおりである。

木本植生の伐採に伴う廃棄物の発生量は 447.0t、草本植生の伐採に伴う廃棄物の発生量は 20.1t と予測される。これにより、樹木等の伐採に伴う廃棄物の総発生量は、467.1t と予測される。

表 10.16-10 木本伐採に伴う廃棄物発生量

木本伐採面積 (m ²) A	樹高 (m) B	廃棄物発生量 地上部 (t) C1=A×B×1.3	廃棄物発生量 地下部 (t) C2=A×B×0.26	廃棄物発生量 合計(t) D=C1+C2
19,100	15	372.5	74.5	447.0

注：木本伐採面積の対象とした群落には竹が含まれているが、算出方法は樹木と同様とした。

表 10.16-11 草本伐採に伴う廃棄物発生量

草本伐採面積 (t) A	原単位 (t/ha) B	廃棄物発生量 (t) C=A×B
11.2	1.8	20.1

注：草本伐採面積の対象とした群落には高茎植物以外の植物も含まれるが、全て高茎植物であると仮定して廃棄物発生量を算出した。

③ 進出企業の建設工事に伴う廃棄物

進出企業の建設工事に伴う廃棄物の発生量は表 10.16-12 に示すとおりである。

廃棄物発生量は全体で 6,934t、再資源化率は 47.5%と予測される。なお、中間処理施設における再資源化率が不明のため、中間処理施設を経由する再資源化量は反映していない。

表 10.16-12(1) 進出企業の建設工事に伴う廃棄物発生量

項目	想定延べ床面積 (m ²) ①	発生原単位 (kg/m ²) ②	廃棄物発生量 (t) ③=①×②/1000
廃棄物の発生量	約 207,600	33.4	6,934
混合廃棄物の発生量		4.5	934

表 10.16-12(2) 進出企業の建設工事に伴う廃棄物発生量

廃棄物の種類	廃棄物 発生量 (t)	再資源化量 (t)				再資源 化率 (%) ⑨=⑧/ ④×100	中間処 理量 (t)	最終処 理量 (t)	
		場内外 利用	専ら物 売却	再資源 化施設	計				
		⑤	⑥	⑦	⑧=⑤+⑥+⑦				
分別 廃棄物	コンクリート塊	2,824		0	1,324	1,326	47.0	1,500	0
	アスファルト・ コンクリート塊	630		0	285	285	45.2	345	0
	廃プラ	443	2	0	11	11	2.5	433	0
	木くず	561		0	182	182	32.4	379	0
	石膏ボード	657		0	338	338	51.4	319	0
	金属くず	718		654	0	654	91.1	64	0
	紙くず	164		56	0	56	34.1	108	0
	計	6,000		2	710	2,140	2,852	47.5	3,148
混合廃棄物	934	0		0	0	0	0.0	934	0
合計	6,934	2		710	2,140	2,852	47.5	4,082	0

注1：廃棄物の種類の発生量(④)、中間処理量(⑩)及び最終処分量(⑪)は、廃棄物の発生量(③)に表 10.16-8 の各排出割合を乗じて算出した。

注2：四捨五入及び算出方法の関係上、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 造成等の工事に伴う残土の影響

1) 予測事項

予測事項は、造成等の工事に伴う残土の発生量及び処理の状況とした。

2) 予測方法

予測方法は、事業計画を整理し定性的に予測した。

3) 予測地域・地点

予測地域は、計画区域内とした。

4) 予測対象時期

予測対象時期は、工事期間中とした。

5) 予測条件

① 造成に伴う切土及び盛土量

造成に伴う切土及び盛土量は表 10.16-13、切盛土分布は「第2章、2.7、2.7.3 造成計画」に示すとおりである。

表 10.16-13 切土及び盛土量

区分	土量
① 切土	81,634 m ³
② 盛土	402,252 m ³
差 (②-①)	320,618 m ³

② 残土処理方法

発生残土の処理は以下のとおり計画している。

- ・田畑の表土は一時仮置きし、一般宅地、公園等の表土として流用する。
- ・計画区域内で発生した残土は原則として場内利用とし、場内利用ができない場合には場外処分とする。

6) 予測結果

本事業では、切土量よりも盛土量が多く、切土によって発生した土は原則として盛土等で場内利用する。また、田畑の表土を一般住宅や公園等の表土として流用する他、万が一場内利用ができない場合には、場外に搬出し適切に処分する。

よって、造成等の工事に伴う残土の影響はほとんどないと考えられる。

(3) 施設の稼働に伴う廃棄物の影響

1) 予測事項

予測事項は、廃棄物の種類及び種類ごとの排出量、廃棄物の排出抑制の状況とした。

2) 予測方法

予測方法は図 10.16-2 に示すとおりである。

進出企業の業種は、現時点で製造業及び流通業を想定していることから、安全側を考慮し、廃棄物の発生原単位が最も大きくなる製造業を設定した。

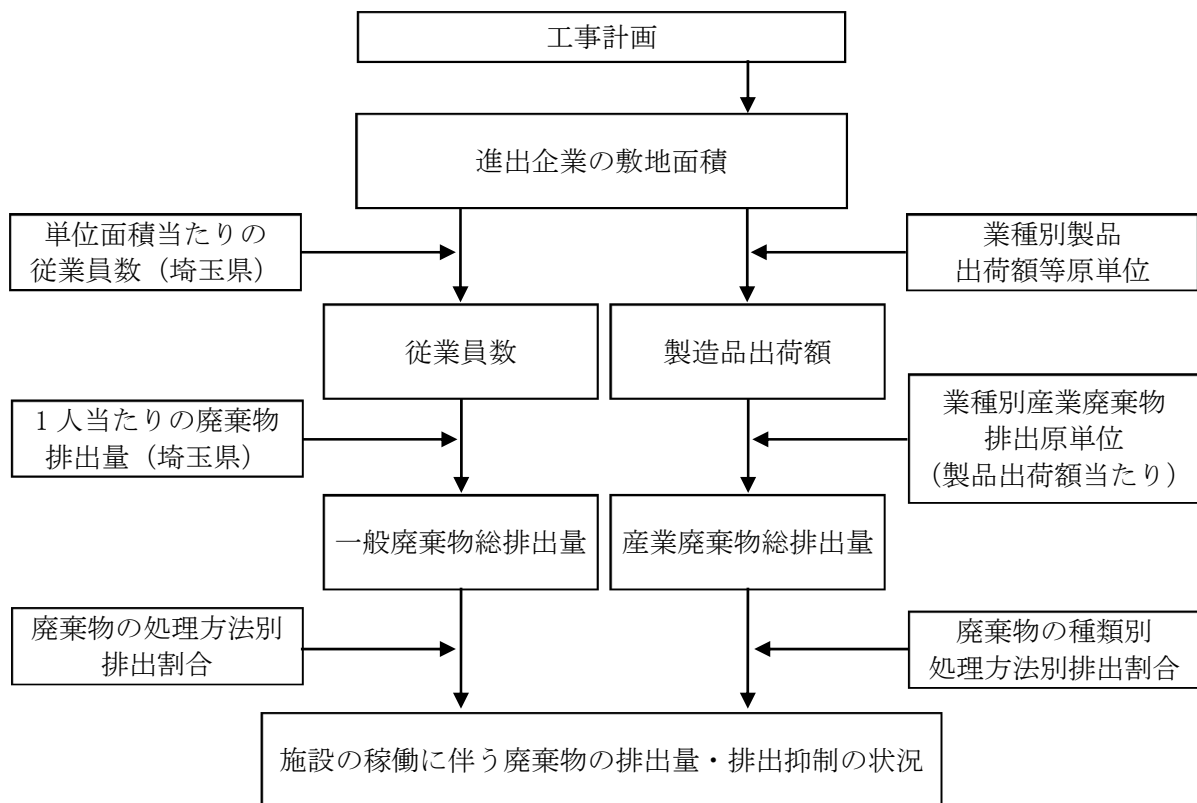


図 10.16-2 施設の稼働に伴う廃棄物の影響の予測方法

3) 予測地域・地点

予測地域は、計画区域とした。

4) 予測対象時期

予測対象時期は、供用時の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とした。

5) 予測条件

① 産業廃棄物

進出企業の業種及び業種別予定製品出荷額等は、表 10.16-14 に示すとおりである。

なお、進出企業の詳細な業種は未定のため、予測条件には「令和4年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度実績」（令和5年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）において「製造業」に分類される業種の平均値を算出し、これを使用した。

また、業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位は表 10.16-15、廃棄物の種類別処理方法別排出割合は表 10.16-16 に示すとおりである。

表 10.16-14 業種別予定製品出荷額等

業種	敷地面積 (m ²)	業種別 製品出荷額等原単位 (万/m ²)	業種別 予定製品出荷額等 (十億円)
製造業	173,000	19.88	34.39

注：業種別製品出荷額原単位は、下記の資料における「製造品出荷額等（百万円）」と「事業所敷地面積（100m²）」から設定した。

出典：「平成28年経済センサス（用地・用水編）」（平成29年12月、経済産業省）

表 10.16-15 業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位

廃棄物の種類 業種	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	鉋さい	がれき類	ばいじん
製造業	2.88	202.64	5.13	8.34	6.25	16.32	15.7	0.11	7.76	17.8	29.23	7.08	15.14

注：廃棄物の種類の各原単位は、下記の資料において「製造業」に分類される業種の平均値である。

出典：「令和4年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度実績」

（令和5年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

表 10.16-16 廃棄物の種類別処理方法別排出割合

廃棄物の種類 処理状況	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	木くず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	鉋さい	がれき類	ばいじん
再生利用率	72	7	44	29	18	62	84	96	77	92	96	85
減量化率	6	92	54	69	80	23	12	1	7	2	1	8
最終処分率	22	1	2	2	2	16	3	3	15	6	3	7

注：再生利用率は、中間処理施設での再生利用も反映された値である。

出典：「令和4年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和2年度実績」

（令和5年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

② 一般廃棄物

埼玉県における、令和3年度の一般廃棄物のごみ処理量は表 10.16-17、令和3年の従業員数は表 10.16-18に示すとおりである。また、これらの値から算出した従業員1人当たりのごみ処理量は表 10.16-19、本事業で想定される従業員数は表 10.16-20に示すとおりである。

表 10.16-17 一般廃棄物のごみ処理量（令和3年度：埼玉県）

単位：t

区分	ごみ処理量	再資源化量	施設再資源化量	最終処分量
総排出量	2,190,553	145,562	323,683	85,774
(割合：%)	(-)	(6.6)	(14.8)	(3.9)
生活系ごみ	1,698,516	-	-	-
事業系ごみ	492,037	-	-	-

出典：「一般廃棄物所為実態調査結果（令和3年度調査結果）埼玉県」（令和5年3月、環境省）

表 10.16-18 従業員数（令和3年：埼玉県）

区分	総数	1km ² 当たり
従業員数（人）	2,789,750	734.6

出典：「令和3年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計-産業横断的集計-事業所数、従業者数」（令和5年6月、総務省）

表 10.16-19 従業員1人当たりのごみ処理量

ごみ処理量 (t)	従業員総数 (人)	1人当たりのごみ処理量 (t/人)
492,037	2,789,750	0.18

表 10.16-20 本事業における従業員数（想定）

敷地面積 (m ²)	1km ² 当たりの従業員数 (人/km ²)	本事業における従業員数（想定） (人)
A	B	C=A/10 ⁶ ×B
173,000	734.6	127.1

6) 予測結果

施設の稼働に伴う廃棄物の予測結果は表 10.16-21 に示すとおりである。

総排出量は 11,523t で、再生利用・再資源化量は 3,896t、再生利用・再資源化率は 33.8%、減量化量は 7,187t、最終処分量は 416t と予測される。

表 10.16-21 廃棄物排出量

区分	排出量 (t)	再利用・ 再資源量 (t)	再利用・ 再資源化率 (%)	減量化量 (t)	最終処分量 (t)
産業廃棄物	11,500	3,891	33.8	7,187	416
一般廃棄物	23	5	21.7	-	0.3
合計	11,523	3,896	33.8	7,187	416

注1：四捨五入の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

注2：産業廃棄物及び一般廃棄物の排出量の詳細は表 10.16-22 に示すとおりである。

表 10.16-22(1) 処理方法別廃棄物排出量（産業廃棄物）

廃棄物の 種類 処理状況	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アル カリ	廃プラ スチック 類	木くず	ゴム くず	金属 くず	ガラス くず及 び陶磁 器くず	鋳さい	がれき 類	ばい じん	計
再生利用量 (t)	71	488	78	83	39	348	454	2	256	471	925	234	443	3,891
再生利用率 (%)	72.0	7.0	44.0	29.0	18.0	62.0	84.0	64.0	96.0	77.0	92.0	96.0	85.0	33.8
減量化量 (t)	6	6,412	95	198	172	129	65	1	3	43	20	2	42	7,187
最終処分量 (t)	22	70	4	6	4	90	16	1	8	92	60	7	36	416
総排出量 (t)	99	6,969	176	287	215	561	540	4	267	612	1,005	243	521	11,500

注1：四捨五入の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

注2：各処理量＝総排出量×各廃棄物の種類別処理方法別排出割合（表 10.16-16）

注3：各廃棄物の再生利用率＝各廃棄物の再生利用量/各廃棄物の総排出量×100

注4：総排出量＝業種別予定製品出荷額等（表 10.16-14）×各業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位（表 10.16-15）

表 10.16-22(2) 処理方法別廃棄物排出量（一般廃棄物）

従業員数 (人)	排出量 (t)	再資源化量 (t)	施設再資源化量 (t)	総再資源化量 (t)	再資源化率 (%)	最終処分量 (t)
		③=②×6.6%	④=②×14.8%			
①	②=①×0.18	③=②×6.6%	④=②×14.8%	⑤=③+④	⑥=⑤/②×100	⑦=②×3.9%
127	23	2	3	5	21.7	0.1

注：四捨五入の関係上、合計値と内訳が一致しない場合がある。

(4) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

1) 予測事項

予測事項は、水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況とした。

2) 予測方法

給水計画や雨水の処理・再使用計画、排水の処理計画等の事業計画を整理し、定性的に予測した。

3) 予測地域・地点

予測地域は、計画区域とした。

4) 予測対象時期

予測対象時期は、供用時の進出企業の事業活動が定常状態となる時期とした。

5) 予測結果

進出企業からの生活排水は、合併浄化槽において適切に処理したうえで、元荒川及び綾瀬川に放流する計画であり、進出企業の事業活動に伴い発生する工場排水（生活排水を除く）は、水質汚濁防止法、埼玉県生活環境保全条例等の関係法令に定められた排水基準を遵守し、適切に管理したうえで、元荒川及び綾瀬川に放流する計画である。

なお、発生汚水は、1号調整池、2号調整池に流入させることなく、それぞれ排水区分に基づき既設排水路に接続し放流する計画である。

雨水排水は、一級河川元荒川と一級河川綾瀬川の流域区分に合わせて、計画区域内から流出する雨水を宅地内雨水枡等により集水し、道路下に設置する側溝、雨水管渠等施設に導き、それぞれの調整池に集水し、一級河川元荒川及び一級河川綾瀬川へ放流する計画である。

なお、雨水及び処理水（生活排水及び工場排水）の有効利用の観点から進出企業に対し、有効利用に積極的に取り組むよう要請する。

10.16.2 評価

(1) 造成等の工事に伴う廃棄物の影響

1) 評価方法

① 影響の回避・低減の観点

廃棄物の排出抑制が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを明らかにした。

② 基準、目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は表 10.16-23 に示すとおりである。基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.16-23 (1) 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (昭和 45 年 12 月法律第 137 号)	●事業者の責務 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 3 事業者は、前 2 項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。
「資源の有効な利用の促進に関する法律」 (平成 3 年、法律第 48 号)	●事業者等の責務 第四条 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。 2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

表 10.16-23 (2) 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
<p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」 (平成12年5月法律第104号)</p>	<p>●建設業を営む者の責務 第五条 建設業を営む者は、建築物等の設計及びこれに用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。 2 建設業を営む者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材(建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を使用した建設資材を含む。)を使用するよう努めなければならない。</p> <p>●発注者の責務 第六条 発注者は、その注文する建設工事について、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に努めなければならない。</p>

2) 評価結果

① 影響の回避・低減の観点

造成等の工事に伴う廃棄物について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。

- ・造成等の工事に伴う廃棄物は、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

したがって、造成等の工事に伴う廃棄物は、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制がなされているものと評価する。

② 基準、目標等との整合の観点

既存建築物等の撤去に伴う廃棄物の総排出量は 362t、樹木等の伐採に伴う廃棄物の総排出量は 467.1t、進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総排出量は 4,082t、再資源化率が 47.5%と予測された。

本事業では、廃棄物の分別を徹底し、再生利用が困難なものについては専門業者に委託し、適切に処理を行う。また、進出企業の建築工事に伴い発生する廃棄物は、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等の適正処理に努めるよう要請することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年12月法律第137号)及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月法律第104号)における事業者の責務等を遵守できると考える。

以上より、造成等の工事に伴う廃棄物の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。

(2) 造成等の工事に伴う残土の影響

1) 評価方法

① 影響の回避・低減の観点

残土の発生抑制が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを明らかにした。

② 基準、目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は表 10.16-24 に示すとおりである。基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.16-24 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等		
	対象品目	2018 年度 実績	2024 年度 達成基準値
「建設リサイクル推進計画 2020 (関東地域版)」 (令和 2 年 9 月、関東地方建設副 産物再利用方策等連絡協議会)	●目標値 (関東)		
	建設発生土	有効利用率	80.4%

2) 評価結果

① 影響の回避・低減の観点

造成等の工事に伴う残土について、以下の措置を講じることで発生抑制に努める。

- ・ 工事中における残土は、計画区域内で再利用等を図る。
- ・ 計画区域内で再利用できない場合は、残土受入業者へ搬出し、再利用を図る。

したがって、造成等の工事に伴う残土は、実行可能な範囲内でできる限り発生抑制がなされているものと評価する。

② 基準、目標等との整合の観点

本事業の造成等の工事に伴う残土について、残土が発生した場合は計画区域内で再利用等を図ることから、発生量がほとんどないと予測された。計画区域内で再利用できない場合には、残土受入業者へ搬出し、再利用を図ることから、「建設リサイクル推進計画 2020 (関東地域版)」(令和 2 年 9 月、関東地方建設副産物再利用方策等連絡協議会)の目標値を達成できると考える。

以上より、造成等の工事に伴う残土の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。

(3) 施設の稼働に伴う廃棄物等の影響

1) 評価方法

① 影響の回避・低減の観点

廃棄物等の排出抑制が、事業者等により実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを評価した。

② 基準、目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は表 10.16-25 に示すとおりである。基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.16-25 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 (昭和 45 年 12 月法律第 137 号)	●事業者の責務 ※表 10.16-23 (1) と同様
「資源の有効な利用の促進に関する法律」 (平成 3 年、法律第 48 号)	●事業者等の責務 ※表 10.16-23 (1) と同様

2) 評価結果

① 影響の回避・低減の観点

施設の稼働に伴う廃棄物等について、以下の措置を講じることで排出抑制に努める。

- ・施設の稼働に伴い発生する廃棄物等については、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう要請する。

したがって、施設の稼働に伴う廃棄物、実行可能な範囲内でできる限り排出抑制がなされているものと評価する。

② 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う廃棄物等の総排出量は 11,523t、再資源化率が 33.8%と予測された。

本事業では、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう要請することから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月法律第 137 号）、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成 3 年、法律第 48 号）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年 5 月法律第 104 号）における事業者の責務等を遵守できると考える。

以上より、施設の稼働に伴う廃棄物等の影響の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。

(4) 施設の稼働に伴う雨水及び処理水の影響

1) 評価方法

① 影響の回避・低減の観点

雨水及び処理水の有効利用について、事業者等により実行可能な範囲内でできる限りなされているかどうかを明らかにした。

② 基準、目標等との整合の観点

整合を図るべき基準等は表 10.16-26 に示すとおりである。基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.16-26 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「埼玉県環境基本計画(第5次)」 (令和4年4月、埼玉県)	●雨水利用などの水の効率的・合理的利用の促進 資源の有効利用と緊急時に利用できる水の確保を図るため、普及啓発活動等により雨水、再生水の活用や節水を促進します。

2) 評価結果

① 影響の回避・低減の観点

施設の稼働に伴う雨水及び処理水について、以下の措置を講じることで有効利用に努める。

- ・進出企業に対し、雨水及び処理水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。

したがって、施設の稼働に伴う雨水及び処理水は、実行可能な範囲内でできる限り有効利用されているものと評価する。

② 基準、目標等との整合の観点

進出企業からの雨水及び処理水は、元荒川及び綾瀬川に放流する計画であるが、進出企業に対し、雨水及び処理水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。

以上より、施設の稼働に伴う雨水及び処理水の予測結果は、整合を図るべき目標等との整合が図られていると評価する。